議案第３６号

九州自動車道と交差する高速道路跨道橋（井寺橋及び井寺橋水路橋）の撤去に係る工事の受委託に関する細目協定の締結について

次により九州自動車道と交差する高速道路跨道橋（井寺橋及び井寺橋水路橋）の撤去に係る工事の受委託に関する細目協定を締結したいので、議会の議決を求める。

令和７年６月１０日提出

嘉島町長　鍋田　平

記

１	協定目的	高速道路跨道橋の撤去に係る工事委託
２	委託金額	２４２，３２３，９５０円
３	協定の相手方	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目１３番１５号 西日本高速道路株式会社 九州支社 支社長　加治　英希

（提案理由）

九州自動車道と交差する高速道路跨道橋（井寺橋及び井寺橋水路橋）の撤去に係る工事の受委託に関する細目協定を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求める。

※　参考として協定書の写し添付

九州自動車道と交差する高速道路跨道橋（井寺橋及び井寺橋水路橋）の撤去に係る
工事の受委託に関する細目協定

西日本高速道路株式会社九州支社（以下「受託者」という。）と嘉島町（以下「委託者」という。）は、令和４年１２月２６日付けで締結した「九州自動車道と交差する高速道路跨道橋（井寺橋及び井寺橋水路橋）の撤去に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）第５条の規定に基づき、九州自動車道と交差する高速道路跨道橋（井寺橋及び井寺橋水路橋）の撤去に係る工事（以下「本工事」という。）について、次のとおり細目協定（以下「本協定」という。）を締結する。なお、議会の議決を得られたとき、正式な協定として効力を生じるものとする。

（目的）
第１条　本協定は、本工事について必要な事項を定め、適正かつ円滑な進捗を図ることを目的とする。

（実施主体）
第２条　委託者は、本工事の実施を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

（実施箇所）
第３条　本工事の実施箇所は、別紙「対象跨道橋一覧」、別添図１「位置図」及び別添図２「一般図」に示す高速道路跨道橋とする。

（有効期間）
第４条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和９年３月３１日までとする。
２　前項の規定にかかわらず、第１１条及び第２０条の規定は、前項の有効期間満了後も存続する。

（委託費）
第５条　本工事の委託費（以下「委託費」という。）は、金２４２，３２３，９５０円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額２２，０２９，４５０円を含む。）とし、その内訳は別表「委託費内訳」のとおりとする。
２　委託者は、委託費を負担するものとする。

（施工管理費及び事務費）
第６条　委託者は、工事等にかかる費用の他に、受託者が算出した本工事の実施のために要した施工管理費を負担するものとし、併せて、工事費及び施工管理費に下表に示す率を

乗じた額を下回らない額の事務費を負担する。

区　　分	事務費率
５，０００万円以下の金額	６．０％
５，０００万円を超え、１億円以下の金額	５．５％
１億円を超え、３億円以下の金額	５．０％
３億円を超え、５億円以下の金額	４．５％
５億円を超え、１０億円以下の金額	４．０％
１０億円を超える金額	３．０％

（工程表及び資金計画書）

第７条　受託者は、本協定締結後、速やかに工程表及び受託者が委託者と協議して定めた資金計画書を委託者に提出し、本工事の実施時期と委託費の請求時期を明示するものとする。また、これらに変更が生じた場合も同様とする。

２　委託者は、資金計画書に基づき、本工事に支障のないよう資金を準備するものとする。

（委託費の支払）

第８条　委託者は、受託者が前条第１項の資金計画書に基づき発行する請求書により、委託費をその指定する期日（以下「支払期日」という。）までに支払うものとする。

２　委託者は、委託者の責めに帰すべき事由により前項の納付が遅れた場合は、その納付金額につき、支払期日の翌日から起算した延滞日数及び民事法定利率に基づき計算した延滞金を受託者に支払うものとする。

（本業務の仕様及び実施基準）

第９条　受託者は、委託者の示す設計図書により本工事を施工するものとする。

２　本工事の仕様及び実施基準は、受託者の定めによるものとする。

（事務処理の方法）

第１０条　本協定に基づく事務処理の方法は、受託者の社内規定を適用するものとする。

（損害の賠償）

第１１条　受託者又は委託者は、本協定に定める義務を怠ったことにより、相手方又は第三者に損害が生じたときは、これを賠償しなければならない。ただし、これに拠りがたい場合は、受託者と委託者が協議して定めるものとする。

（完了報告及び確認）

第１２条　受託者は、本工事の完了後、速やかに完了報告書を委託者に提出するものとする。

２　委託者は、前項の提出を受けたときは、速やかに受託者と立会の上で本工事の完了を確認し、完了確認書を受託者に提出するものとする。

（工事物の引渡し）

第１３条　受託者は、前条の規定に基づく確認を受けた後、委託者の管理に係る工事目的物を委託者に引き渡すものとする。

（精算）

第１４条　受託者は、本工事の完了後、速やかに精算調書を委託者に提出するものとする。

２　受託者は、前項の精算調書の金額と委託者が既に支払った委託費との間に過不足が生じた場合は、委託者に対して過不足金を請求又は支払うものとする。

（協定の変更）

第１５条　受託者及び委託者は、本工事の計画、実施内容、委託費、その他本協定の内容を変更する必要が生じた場合は、受託者と委託者が協議して、変更するものとする。

（協定の解除）

第１６条　受託者又は委託者は、相手方がその責務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。

２　受託者及び委託者は、災害、労働争議その他受託者、委託者又は双方の責めに帰さない事由により、本協定の履行が不可能となったときは、本協定を解除することができる。

３　前２項の規定により本協定が解除された場合、本工事のうち受託者が既に完了した部分については、第１１条及び第１２条の規定に従うものとする。

４　受託者又は委託者は、第１項の規定により本協定を解除したときは、不履行をした者に対して損害の賠償を請求することができる。

（契約不適合責任）

第１７条　委託者は、引き渡された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第１項に定める請求をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。
二　受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
三　成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
四　前３号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による請求をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間）
第１８条　委託者は、引き渡された成果品に関し、第１３条の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
３　委託者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
４　委託者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
５　前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
６　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
７　委託者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に対する請求等をすることはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
８　引き渡された成果品の契約不適合が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（重複管理協定の変更）
第１９条　受託者および委託者は、本業務の完了後、速やかに昭和５２年５月１９日付け

で締結した「九州自動車道と嘉島町が管理する道路及び水路等との区域が重複する部分に関する協定」を変更するものとする。

（秘密保持）

第２０条　受託者及び委託者は、本協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第２１条　受託者及び委託者は、本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度受託者と委託者が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書２通を作成し、受託者と委託者が記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和 7 年 5 月 16 日

受託者　福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目１３番１５号
西日本高速道路株式会社 九州支社
支社長　　加治　英希

委託者　熊本県上益城郡嘉島町大字上島５３０
嘉島町
嘉島町長　　鍋田　平